

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

平成3年3月ごろ、A市役所へ確定申告に行った際、国民年金保険料を前納すると割引がある旨の説明を受けた。

私は、いつ会社員になるか分からなかったので、平成3年度分の国民年金保険料として10万円ぐらいを平成3年4月にA市役所で前納したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間について、平成3年4月ごろ、A市役所で平成3年度分の国民年金保険料を前納したと主張しているところ、社会保険庁の記録では、同年6月の保険料を同年6月27日に納付、同年4月、同年5月及び同年7月の保険料を同年8月5日に納付していることが確認できること、及び申立期間のうち、同年8月から同年9月までの期間並びに同年11月から4年2月までの期間を除く加入期間について、保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高く、記録訂正前の3年8月から4年2月までの期間が未納となっているのは不自然であると考えられる。

一方、申立人が申述している前納したとする「10万円ぐらい」は、申立期間に係る前納保険料額とおおむね一致しているものの、仮に申立期間の保険料を前納により納付したとすれば、平成3年4月から同年7月までの保険料が重複納付されたことになり、前述期間の保険料は還付されることとなるが、その形跡はうかがえない。

また、申立人は、昭和57年度から60年度までの分及び63年度から平成2年度までの分の保険料を前納していることから、申立人は申立期間についても前納により納付したものと認識している可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成3年8月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、平成3年10月については、厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る月ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 18 日

社会保険庁の記録では、平成 18 年 7 月 18 日の賞与の記録が無い。賞与支払いの事実が確認できる A 社（現在は、B 社）の夏季賞与支給控除一覧表を提出するので、厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社における平成 18 年 7 月支給の夏季賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額（18万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念したとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 7 月 18 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（22万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月18日

社会保険庁の記録では、平成18年7月18日の賞与の記録が無い。賞与支払いの事実が確認できるA社（現在は、B社）の夏季賞与支給控除一覧表を提出するので、厚生年金保険被保険権者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における平成18年7月支給の夏季賞与支給控除一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額（22万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念したとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年7月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年12月までの国民年金保険料については還付されていないと認めることはできない。

また、申立人の昭和61年4月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月から同年12月まで
② 昭和61年4月から平成元年2月まで

申立期間①について、昭和45年度の国民年金保険料納入票を所持しているから納付したことは間違いなく、還付金を受け取った憶えもない。

申立期間②について、平成3年ごろに社会保険事務所職員とA村職員に国民年金保険料の追納を勧められた。保険料として、妻の分と合わせて約100万円を郵便局から社会保険事務所に振り込んだ。しかし、追納した記録として残っているのは、私と妻共に昭和57年11月から61年3月までの分、合わせて50万円ほどであり、振り込んだ金額と異なる。納付記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていないと主張しているところ、申立期間は厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、国民年金保険料還付整理簿には、申立人の国民年金手帳記号番号、住所、還付金額、還付事由、還付対象期間も明確に記載されている上、これらの記載内容に不合理な点は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を追納したと主張しているが、保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は追納に直接関与しておらず、その妻の記憶も曖昧で、保険料の追納状況が不明である。
また、夫婦二人分の保険料を合わせて追納したとする、その妻について

ても申立期間の保険料は納付されていない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、平成3年11月1日に昭和57年11月から平成元年2月までの期間に係る国民年金保険料（夫婦二人分で1,079,720円）の追納申込みが行われたものの、同申込みは3年11月15日に取り消され、同日に昭和57年11月から61年3月までの期間に係る保険料（夫婦二人分で503,160円）の追納申込みが行われ、平成3年11月25日に同期間に係る追納が行われたとされており、その記録管理に不自然な点は見受けられない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 2 月まで

平成 3 年ごろに社会保険事務所職員と A 村職員に国民年金保険料の追納を勧められた。保険料として、夫の分と合わせて約 100 万円を郵便局から社会保険事務所に振り込んだ。しかし、追納した記録として残っているのは、私と夫共に昭和 57 年 11 月から 61 年 3 月までの分、合わせて 50 万円ほどであり、振り込んだ金額と異なる。納付記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について夫婦二人分の国民年金保険料を追納したと主張しているが、保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、その記憶は曖昧で保険料の追納状況が不明である。

また、申立人が夫婦二人分の保険料を合わせて追納したとする、その夫についても申立期間の保険料は納付されていない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、平成 3 年 11 月 1 日に昭和 57 年 11 月から平成元年 2 月までの期間に係る国民年金保険料（夫婦二人分で 1,079,720 円）の追納申込みが行われたものの、同申込みは 3 年 11 月 15 日に取り消され、同日に昭和 57 年 11 月から 61 年 3 月までの期間に係る保険料（夫婦二人分で 503,160 円）の追納申込みが行われ、平成 3 年 11 月 25 日に同期間に係る追納が行われたとされており、その記録管理に不自然な点は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年12月までの期間及び39年3月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年12月まで
② 昭和39年3月から47年3月まで

夫はA町（現在は、B市）の職員であった。国民年金制度が発足した当初から同町年金課の職員の勧めで、老後を考え国民年金に加入した。自分の意思で加入しているので、保険料を未納にするはずがない。

国民年金保険料の集金は区長がとりまとめていた。証拠となる領収書等はないが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を納付したと主張していたものの、調査の過程で、保険料の納付を始めたのは、昭和39年2月ごろからであり、当該申立期間は、保険料を納付していなかったと申述を^{ひるがえ}翻している。

申立期間②について、社会保険庁の記録では、当該申立期間は国民年金に未加入とされているが、申立人の夫は共済組合に加入しており、その配偶者である申立人については、国民年金の加入は任意であることから、国民年金の被保険者になっていないことが必ずしも不自然とは言えない。

また、申立人が保有する国民年金手帳の「国民年金の記録」欄には、任意加入により「被保険者となった日」が「昭和39年1月31日」、及び「被保険者でなくなった日」が「昭和39年3月18日」と記載されているが、その内容は、社会保険庁の記録及びA町が保管する国民年金被保険者名簿の記載内容と合致しており、不合理な点は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿による

と、申立人が保有する国民年金手帳の記号番号は昭和 35 年 12 月 13 日に C 市において払い出されていること、及び 47 年 9 月 30 日に申立人に対して別の手帳記号番号が A 町において払い出されているものの取り消されていることが確認できるが、39 年から継続して国民年金保険料を納付していたのであれば、申立人に対し、47 年 9 月 30 日に A 町において新たに手帳記号番号が払い出されるとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 58 年 8 月まで

A社（現在は、B社）の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額がその前後に比して下がっている。この期間は、関連会社へ出向していた期間であり、この期間を含めて入社してから退職するまで、給与は下がったことは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社の関連会社に出向していた旨を申述しているところ、当時の人事課長から「申立人は当社の出向制度における最初の適用者であった」との証言が得られ、その出向期間当時の給与形態について、出向先事業所で申立人の上司であった者から「A社からの出向で受け入れた社員の給与については、出向元と当社がそれぞれ応分負担し、出向元で支払っていたと思う」旨の証言が得られたことから、申立人の申立期間における給与は、出向元及び出向先がそれぞれ負担していたものと考えられるが、その負担額及び保険料控除額は、両社に賃金台帳等関連資料が残されておらず、確認できない。

また、A社は平成 13 年 3 月に更生特例法の申請により破綻しているところ、同社を継承しているB社の事業主は「当時の資料は残っておらず、不明であると回答せざるを得ない」旨回答しており、申立人の主張する保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月15日から同年4月21日まで
(A社)
② 昭和29年5月12日から同年6月8日まで
(B社)
③ 昭和30年5月1日から同年6月7日まで
(C社)
④ 昭和34年12月16日から35年1月23日まで
(D社)
⑤ 昭和46年3月13日から同年5月1日まで
(E社)
⑥ 昭和56年11月15日から57年4月15日まで
(F社)

各申立期間において、各船舶所有者が所有する船舶に乗っていたが、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所から受けた。船員手帳には雇入年月日及び雇止年月日が記載されていることから、各申立期間について、船員保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が各申立期間において、申立人から提出された船員手帳に雇入及び雇止公認印が押されていることから、申立てどおり各船舶所有者の下で勤務していたことが確認できる。

一方、船員保険の取扱いについて、船員の雇入手続時に、その船員保険の加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れができないとの取扱いとなったのは、平成16年12月8日付け国土交通省海事局船員労働環境課長通知により、17年1月4日以降であり、申立期間当時においては、雇入れする船員の船員保険加入は必須条件ではなく、船員手帳に記載されている雇入年月日から雇止年月日までの期間と船員保険の被保険者期間は必

ずしも一致しているとは言い難い。

また、各申立てに係る所有者の船舶は、すべて船員保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、各申立期間当時の船舶所有者からは、乗組員の船員保険の取扱いについて確認することはできない。

申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社が所有する船舶の船員保険被保険者名簿によると、同船舶が船員保険の適用事業所となっていたのは、申立人が勤務する前の昭和27年10月1日から28年1月16日までの期間であり、申立期間①当時においては適用事業所として確認できない上、申立期間①当時の船長の同船舶における船員保険被保険者記録も確認できない。

申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社の船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、申立期間②において、船員保険被保険者証記号番号の欠番は無く連番で記載されている上、当時の乗組員からの「給料を支払ってもらえず、実家に仕送りできずに困った。そのような事業主なので、乗組員全員を船員保険に加入させていなかったのではないか」との証言を踏まえると、同社は乗組員のすべてを船員保険に加入させる取扱いではなかったことが考えられる。

申立期間③について、社会保険事務所が保管するC社が所有する船舶の船員保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳には、申立人の船員保険被保険者記録として、昭和29年10月2日から30年5月1日までの期間の記録が確認できるが、これ以外に当時の事業主及び乗組員から明確な証言が得られず、申立期間③当時の当該船舶における船員保険の取扱いについて確認できない。

申立期間④について、社会保険事務所が保管するD社の船員保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳には、申立人の船員保険被保険者記録として、昭和35年2月1日から同年5月3日までの期間の記録が確認できるが、申立期間③と同様に、これ以外に当時の事業主及び乗組員から明確な証言が得られず、申立期間④当時の同社における船員保険の取扱いについて確認できない。

申立期間⑤について、社会保険事務所が保管するE社の船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、申立期間⑤において、船員保険被保険者証記号番号の欠番は無く連番で記載されていることから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させたとは考え難い上、当時の事業主及び乗組員から明確な証言が得られず、申立期間⑤当時の同社における船員保険の取扱いについて確認できない。

申立期間⑥について、社会保険事務所が保管するF社の船員保険被保険者名簿から、同社が船員保険の適用事業所となったのは、申立人が勤務する前の昭和54年7月21日から56年8月13日までの期間であり、申立期間⑥当時においては適用事業所として確認できない上、申立期間⑥当時の船長の同社における船員保険被保険者記録も確認できない。

すべての申立期間について、申立人は各申立期間に係る船員保険料控除

の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 11 月 30 日まで
A社における被保険者期間のうち、平成 3 年 11 月から 5 年 10 月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 5 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の 6 年 1 月 5 日付けで、申立人のほか代表取締役であるその夫の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正処理されており、申立人の場合、当初 30 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は「当時、会社には社会保険料の滞納があった。私は、経理を担当しており、一定の決済権限があった」旨回答している上、被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日が当該減額訂正処理日と同日であることを踏まえると、当該資格喪失及び当該減額訂正の手続は併せて行われたと考えられ、社会保険事務所が、一定の権限を有する取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該減額訂正処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の一定の権限を有する取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 7 年 6 月 1 日まで
A社における被保険者期間のうち、平成 5 年 7 月から 7 年 5 月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 6 月 6 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 5 年 7 月から同年 11 月までの期間は 53 万円、同年 12 月から 6 年 1 月までの期間は 47 万円、同年 2 月から 7 年 5 月までの期間は 30 万円と記録されていたものが、それぞれ 9 万 8,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は「社会保険料の滞納については、社会保険事務所に複数の不動産や会社の機械類を差押えされたことにより無くなったはずである」旨の申述をしているものの、社会保険事務所が保管している歳入歳出外現金出納簿によると、当該事業所に係る記録として、交付要求に対する配当金、差押債権、動産公売代金及び自動車公売代金の受入れが確認でき、同様に社会保険事務所が保管している不納欠損整理簿によると、前述の各受入金及び当該減額訂正に伴う保険料の縮減額を差し引いた後と考えられる滞納保険料が不納欠損処理されていることが記録されていることから、社会保険事務所が執行した差押え及び当該減額訂正に伴う保険料の縮減では厚生年金保険料等の滞納を解消するまでには至らなかったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のほかすべての従

業員の被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日が当該減額訂正処理日と同日であることが確認できることを踏まえると、当該資格喪失及び当該減額訂正の手続は併せて行われたと考えられ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 11 月 30 日まで
A社における被保険者期間のうち、平成 3 年 11 月から 5 年 10 月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 5 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の 6 年 1 月 5 日付けで、申立人のほか取締役であるその妻の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正処理されており、申立人の場合、当初 53 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は「申立期間当時、社会保険料の滞納があり、従業員に対する給与の未払い問題もあった。社会保険料の滞納については、社会保険事務所に会社の機械類を公売されたので無くなったはず」と主張しているが、社会保険事務所が保管している歳入歳出外現金出納簿によると、当該事業所に係る動産等の差押財産公売に伴う受入金のほか、同事業所に対する残余金の交付が確認できるところ、それぞれを合算した額は、申立人から提出された差押調書謄本に記載されている未確定の延滞金を除く滞納保険料より低額であることから、差押財産の公売のみで滞納保険料が解消された事情はうかがえない。

また、申立人に係る被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日が当該減額訂正処理日と同日であることを踏まえると、当該資格喪失及び当該減額訂正の手続は併せて行われたと考えられ、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無

断で当該減額訂正処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで

昭和 29 年の洞爺丸台風による被害木処理事業を契機に営林署に採用された。社会保険事務所の記録によると、申立期間について健康保険のみの加入となっているが、その前後の期間は厚生年金保険に加入している。健康保険と厚生年金保険は一体のものと認識していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された営林署の人事記録の写し及び雇用辞令書によると、申立人はA営林署に昭和 29 年 4 月 1 日から臨時（月雇）作業員として勤務し、31 年 3 月 31 日に雇用期間満了により一度退職した後、同年 5 月 1 日から再度同署に勤務していることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、前述の勤務した期間のうち、昭和 29 年 11 月 11 日から 31 年 3 月 29 日までの期間はA営林署において、33 年 6 月 1 日から同年 12 月 16 日までの期間はA営林署B事業所において厚生年金保険被保険者として記録されているものの、31 年 5 月 1 日から 33 年 6 月 1 日までの申立期間については、健康保険のみの加入となっており厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、前述のA営林署に係る被保険者名簿によると、昭和 31 年 4 月 12 日以降に被保険者資格を取得した者はすべて申立人と同様に健康保険のみの加入となっていることから、同署は、同日以降に雇用（再雇用者を含む）した者については健康保険のみに加入させる取扱いであった事情がうかがえる。

さらに、C共済組合D支部から提出された「昭和 40 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年

金の額の改定に関する法律附則第 10 条の規定による交付金明細書」によると、申立人の厚生年金保険の加入期間は社会保険庁の記録と一致している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から26年7月1日まで
(A社)
② 昭和27年10月から29年6月20日まで
(B社)

社会保険庁の記録によると、両事業所共に勤務した期間の途中から厚生年金保険に加入となっている。入社以来、給与の手取額に変更は無かったと記憶しているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に昭和23年4月から勤務していた旨を申し立てているが、同社は既に閉鎖しており、関連資料が得られない上、申立期間当時に在籍していた元従業員からは「申立人のことは記憶に無い」との証言を得るのみで、申立人が申立期間①において同社に勤務していた事実を確認することができない。

申立期間②について、申立人はB社に昭和27年10月から勤務していたと申し立てているが、申立人が記憶している当時の上司及び申立期間当時に在籍していた元従業員は、申立人を記憶していないことから、申立人が申立期間②において同社に勤務していた事実を確認することができない。

また、当該事業所は、人事記録、賃金台帳等は保管していないものの、申立人に係る雇用保険の届出を保管しており、それによると、申立人の雇用保険の加入日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する昭和29年6月20日であることが確認できることを踏まえると、同日前の期間において、申立人が同事業所において勤務していた事情はうかがえない。

さらに、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情

は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 9 年 2 月 26 日まで
A 社の事業主であったときの報酬月額は 70 万円ぐらいだったが、標準報酬月額が平成 7 年 2 月 1 日から 9 万 2,000 円になっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 9 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 3 月 4 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 59 万円と記録されていたものが、9 万 2,000 円に遡及^{そきゆう}して減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は「申立期間の標準報酬月額が訂正されていることは知らなかった。減額処理がされた時期には、地元を離れており、物理的に書類の提出等はできなかった。実印、会社印、代表者印等も持って行った」旨を述べているところ、申立人は、これらの状況を把握していると考えられる役員等に対する照会を拒んでいる上、申立人が照会を承諾した者からも当時の詳細な証言が得られないことから、当該減額処理当時の事業所及び申立人の状況を確認できないが、申立人は当時の滞納の事実を認めている上、前述の申立人が代表者印を持っていたとの申述を踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該減額処理が行われた事情はうかがえず、代表取締役であった申立人が当該減額処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 13 日から 36 年 6 月 1 日まで
A社に申立期間においても継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は昭和 34 年 4 月の 1 か月となっている。勤務期間が 1 か月ということはありませんので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 5 月 13 日以降においても、継続して勤務していたと申し立てているが、同社は 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関連資料は保管されていない上、申立人に関する同僚の記憶はいずれも曖昧であることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを推認することができない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げている者のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が存在することに加え、「自分は遅くとも昭和 30 年 12 月ごろから勤務していた」と証言している同僚の被保険者資格取得日が昭和 32 年 9 月 1 日であることなどを踏まえると、同事業所においては、すべての従業員の、そのすべての勤務期間について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 8 月 6 日から同年 10 月 1 日まで
(A社B)
② 平成 3 年 11 月 26 日から 4 年 3 月 1 日まで
(C社)

平成 3 年 8 月 6 日から同年 11 月 26 日までの期間はA社Bに、同日から 4 年 4 月 1 日までの期間はC社（現在は、D社）に勤務していたが、一部期間については加入記録があるものの勤務開始当初からの記録が無い。両事業所共に住民票を異動して働き始めたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る改製原戸籍の附票から確認できる住民票の異動記録及び申立人の雇用保険加入記録によると、申立人が申立てどおり、申立期間①に係る事業所であるA社B及び申立期間②に係る事業所であるC社に、それぞれの厚生年金保険被保険者資格取得日より前から勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①について、A社本社の役員は「試用期間が3か月程度あった。雇用保険は入社後すぐに加入させるが、社会保険は様子を見て加入させていた」と回答しているところ、申立人が勤務していた同社Bの元従業員も「試用期間があり、自分の厚生年金保険加入記録も入社してから3か月後となっている」と証言しているほか、別の元従業員も「中途採用者には試用期間があった」と証言していることを踏まえると、同社の事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、C社の事業主は「当時の資料は保管しておらず、厚生年金保険の加入手続等について不明」と回答しているが、同社の元経理担当者は「当業界では従業員の出入りも激しく定着率も低いため、

基本的に地元出身者以外の者は社会保険にはすぐに加入させず、半年程度様子を見てから加入させていた」と証言しているほか、元総務担当者は「雇用保険は住民票さえあれば入社後すぐにでも加入させていたが、社会保険については試用期間後に従業員から身元保証書、戸籍謄本及び年金手帳を提出させ、正社員となった時点で加入させていた」と証言していることを踏まえると、申立期間①と同様に、事業主がすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情は見当たらない。

さらに、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。